

精神障がい者家族の会

しらぎく会

R6.10 No.378

〒922-0424

石川県加賀市小菅波町121番地1

加賀こころの病院 医療福祉相談室

(0761) 72-0880

精神障がい者家族の会しらぎく会  
認知症の人と家族のための会幸の会  
南加賀認知症疾患医療センター  
合同講演会のご報告



9月7日(土曜日)開催しました合同講演会では、かが成年後見センターほっこりセンター長の辻利英子氏をお招きし、「成年後見制度・福祉サービス利用支援事業について知ろう～より安心した暮らしの実現のために～」というテーマで、ご講演いただきました。講演には、当事者、介護者家族、民生委員・児童委員、保健医療福祉従事者など多くの方にご参加頂きました。今回の通信では、講演会の主な内容をお伝えします。

はじめに、「成年後見制度」と「福祉サービス利用支援事業」について説明がありました。

#### <成年後見制度>

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害・発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方(ここでは「本人」といいます)について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。申立ができる方は、本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長に限られています。家庭裁判所に申立を行い、医療機関で作成された診断書などを提出し、本人の能力にあわせて、「補助(判断能力が不十分な方)」「保佐(判断能力が著しく不十分な方)」「後見(判断能力が欠けているのが通常の状態の方)」が判断されます。支援内容は、本人の能力や状態にあわせて、財産管理(通帳等の管理やお金の入出金管理、本人が所有する不動産の管理、相続に伴う遺産分割協議等)や身上監護(治療・入院等の諸手続きや施設等の入退所の手続き等)が行われます。類型(補助・保佐・後

見)により代理権、同意権、取消権などできることが異なります。補助・保佐の場合は、代理することができる行為は、裁判所が定めたものに限られます。成年後見制度は一度利用を開始すると途中で利用を中止することはできません。

### <福祉サービス支援事業>

「福祉サービス利用支援事業」とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方の権利擁護に資することを目的として、それらの方が自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う事業です。本人や家族、支援者などが社会福祉協議会に相談を行い、本人と契約を行い利用が開始されます。支援の内容は、福祉サービス利用支援（福祉サービスの情報提供や利用契約手続きの援助）や日常生活金銭管理（毎日の生活に必要な生活費の出し入れや福祉サービス利用料や医療費など必要な支払いの支援等）、書類等の預かり（預金通帳や印鑑）の支援が行われます。「福祉サービス支援事業」も本人と契約をした必要な支援のみ行われます。

どちらの制度・サービスを利用しても、介護などの事実行為や医療行為に対する同意（手術など）、身元引受、身元保証などは行うことが出来ないと説明がありました。

制度についての説明の後は、辻さんが相談を受けた時や実際に支援をするときに大切にしていることについて話がありました。辻さんは「本人の想いを聴く」ということを大切にかかわっておられます。最初の相談は、本人からの相談ではなく、家族や周りの支援者から相談を受けることが多いです。お金がなくなると



家族に追加でお金が欲しいとお願いをする、一人で高価な買物や契約をしてしまうなどの行動を繰り返してしまい、本人以外の方が管理や判断をして同じ状況を繰り返さないようにしたいとの思いから相談に来られる方もいます。しかし、制度・サービスで支援できることは限られています。また、どちらの制度・サービスも、本人ができ

る部分は本人が行い、本人が一人で行うことや判断することが難しい部分を、制度・サービスを使いながら支えていくものになります。そのため、まず本人が今の状況をどのようにとらえ、どのように暮らしていきたいと思っているのかを確認していくとのことでした。本人もこれまで他の人がお金の問題等を解決してくれた経験から、誰かが解決してくれるだろうと他人任せになっていることもあります。辻さんは本人にもお金を使うことや契約等の行動は、責任が伴うものであることを伝え続けているとの言葉もありました。

家族や支援者に対して、日ごろから生活をする上で必要なお金（光熱費の支払い等）のことや収入にあった生活をすることの重要性を本人に伝えておくことが大切という話もありました。「これまでお金の管理に失敗してきたからできないだろう」「使い過ぎるから管理を任せられない」という思いがあると思いますが、少しでも本人が生活に関するお金の状況を知っていると、本人が金銭管理について考えなければいけない状況の時に、混乱を減らすことができるとのことでした。本人だけ・家族だけで解決することは難しいため、抱えこまず、支援者などのチームに相談していくことが大切であると締めくくられていました。



参加者からは、「成年後見制度と福祉サービス利用事業について具体的に知ることができた。」「いずれのサービスを使用するにもハードルが高いと思っていたが、必要があれば一緒に相談していきたい」「将来的に成年後見制度の利用一択かと思っていたので、福祉サービス利用支援事業の選択は参考になった」等の感想が寄せられました。

**しらぎく会へのご意見、ご要望は…**

**〒922-0424 加賀市小菅波町121番地1**

**加賀こころの病院内 しらぎく会事務局**

**担当：澤村、奥田、大杉、喜多まで**